

新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定） （令和5年度～令和9年度） 素案 【概要版】

計画の概要（素案－P.1～4）

●計画改定の目的（素案－P.1）

区は平成 30（2018）年 1 月に、令和 9（2027）年度までを計画年度とした「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、様々なリサイクル清掃施策に取り組んできました。その結果、令和 3（2021）年度の区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量は、平成 27（2015）年度比で約 6.7%減少するなど、着実な成果が出ています。

しかし、計画策定から 5 年が経過し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会情勢の変化や国・都における法制度・目標値の見直し等、区を取り巻く状況は変化し続けています。

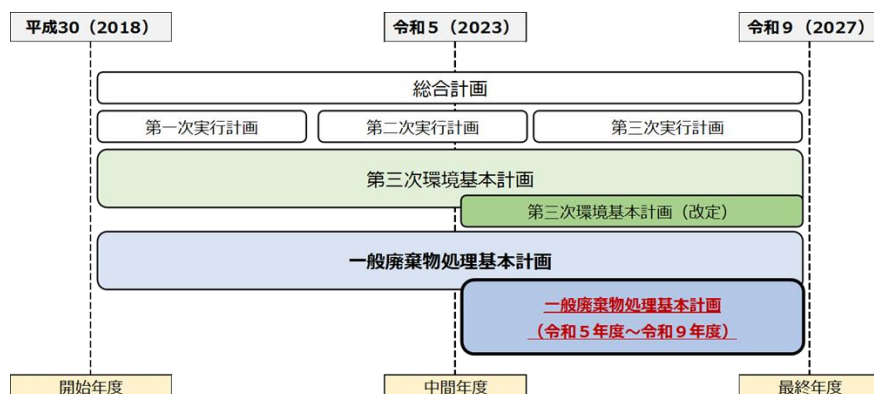
さらに、区では、令和 3（2021）年 6 月 5 日の「環境の日」に、令和 32（2050）年までに区内の CO₂ 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しており、CO₂ の削減に向け、廃棄物分野からも積極的に取り組むことが重要です。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、今後ごみ減量・リサイクルを一層推進し、資源循環型社会の構築を目指すため、「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を改定します。

●計画の位置付け・計画期間（素案－P.2,3）

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づき定めるものであり、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」から構成されます。

新宿区一般廃棄物処理基本計画の計画期間は平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間であり、改定後の計画期間は令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間です。



●これからのリサイクル清掃施策の取組（素案－P.17）

計画の改定に当たっては、計画策定時から社会状況などが変わってきていることを踏まえ、従来からの基本的な考え方に効果的な事業運営の観点を加えるとともに、計画策定時の想定の見直しや新たな目標を設定することとします。

区の多様な地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に事業の達成を実感できるような目標を設定し、ごみ減量・リサイクル推進について更なる取組の見直し・再構築・新規施策を実施していきます

基本的な考え方

(素案-P.17)

環境への発生自体を抑え、効果的・効率的に事業を実施する。

現状から見た課題 (素案-P.15,16)

●3Rの一層の推進

区民一人1日あたりのごみ量は着実に減少していますが、前計画の目標値には届いていません。

前計画策定後の国や都の動向などを踏まえ、特に下記3点から3Rをより一層推進していく必要があります。

①食品ロスの削減

食品ロス削減推進計画を策定し、これまでの取組を一層推進していく必要があります。

②プラスチックごみの削減・資源化

使い捨てプラスチックをできるだけ使わないライフスタイル・事業活動への転換を推進するとともに、現在清掃工場で焼却しているプラスチック製品についても、分別回収・資源化を図る必要があります。

③家庭ごみ分別の徹底

燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみともに、資源物混入割合は減少していますが、更なるごみ減量・資源化の推進のため、より一層、適正な分別を徹底する必要があります。

●事業系ごみの減量と資源化

・延床面積1,000㎡以上の大規模事業者に対しては、引き続き再利用計画書の提出や立入検査等を通じてごみ減量及びリサイクルの取組を推進する必要があります。

・小規模事業者、特に歌舞伎町などの繁華街地域においても、業種などの事業所の特性に応じた排出指導が重要となります。

●社会情勢の変化に対応したごみの処理

・大規模災害時や新型コロナウイルス感染症の影響下においても、安定的にごみを処理できる体制を構築する必要があります。

・高齢化など今後の社会情勢に対応した戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集等を継続できる体制を構築する必要があります。

取り組む施策項目 (素案-P.21~27)

1 区民・事業者との協働による3Rの推進 (素案-P.22~24)

発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)によりごみの発生自体を抑えます。また、発生したごみは再利用(リサイクル)することで、資源を無駄にしない循環型社会を実現します。

- ①食品ロス削減の推進
- ②プラスチックごみ等の発生抑制
- ③不用品再使用(リユース)の促進
- ④区民・事業者・区の連携
- ⑤地域で活躍する人材の育成
- ⑥区による資源回収の充実
- ⑦地域主体の資源集団回収の促進
- ⑧ごみの適正な分別と排出の徹底

2 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進 (素案-P.25)

事業者への排出指導等を行い、事業者が主体的にごみの減量・資源化を推進する社会を実現します。

- ①事業者への指導
- ②事業系ごみの減量と資源化の促進

3 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築 (素案-P.26,27)

変化する社会情勢の中でも、安定的なごみ処理体制を維持し、区民が清潔で快適に暮らせる社会を実現します。

- ①不法投棄への対応
- ②医療系廃棄物の適正処理の推進
- ③作業の効率化と適切な費用負担
- ④東京二十三区清掃一部事務組合等との連携
- ⑤災害廃棄物の迅速な処理

目標達成に向けた行動例

食品ロスを減らす



ミニトマト
20g

使わないものは断る



レジ袋(2枚) 14g
カトラリー類 各1g

資源として分別排出する



チラシ(3枚)
18g

計画目標 (素案-P.18~20)

区民一人一日あたりの区収集ごみ量

令和3年度

552g

【削減量】

108g【約19%】
(単年度18g削減)

令和9年度

444g

ごみ総排出量【新規】

令和3年度

125,846 t

【削減量】

約1.1万t【約9%】

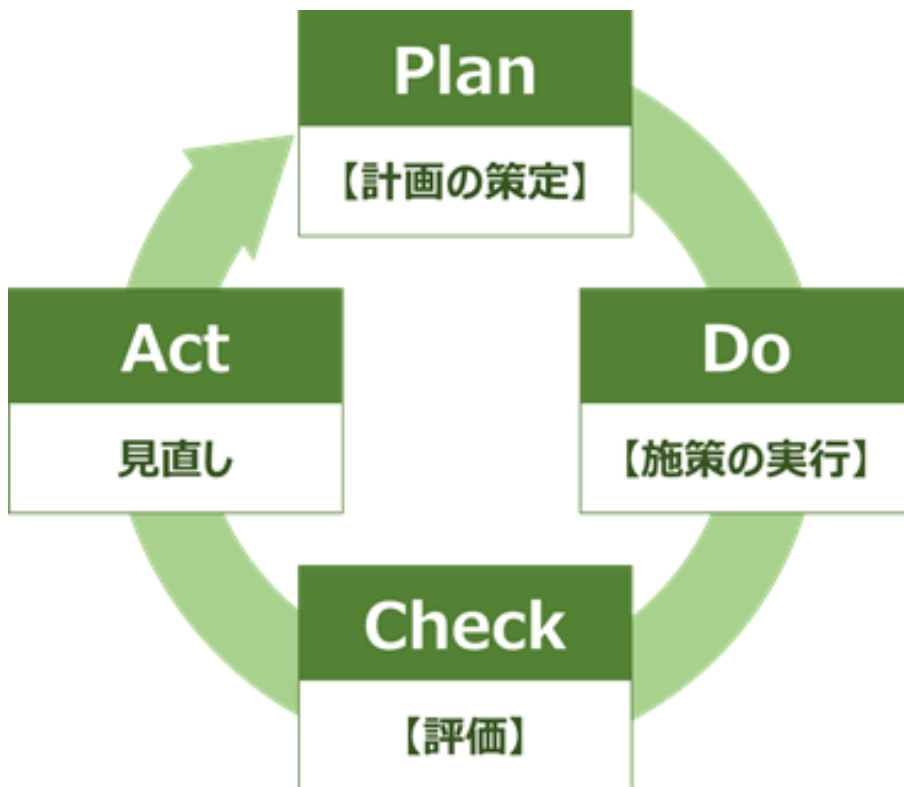
令和9年度

114,207 t

計画の進行管理（素案－P.4）

本計画の進行管理は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 環境省）を踏まえ、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）の PDCA サイクルにより、毎年度実施します。

実施方法	実績数値や各施策の進捗状況等を基に、新宿区リサイクル清掃審議会において毎年度実施します。
評価内容	<ul style="list-style-type: none">● 基本指標（計画目標の進捗確認）<ul style="list-style-type: none">・区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量・ごみ総排出量● 取組指標<ul style="list-style-type: none">・主要な施策の進捗状況
見直しの方法	一般廃棄物処理計画（年度計画）等に反映します。



食品ロス削減推進計画

● 計画策定の目的（素案－P.28）

「食品ロス」とは、本来まだ食べられるにも関わらず、売れ残り、消費期限切れ、食べ残しなどの理由で廃棄されてしまう食品のことです。

新宿区には、30万人以上の区民が暮らし、その倍以上の昼間人口が集まる商業の高度集積地です。飲食店をはじめ、ホテル、食品販売店、百貨店といった食品関連の事業所も多数集まっています。区の一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、食品ロスの削減は重要な取組課題となります。

これを踏まえ、「新宿区食品ロス削減推進計画」を策定し、区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減を進めていきます。

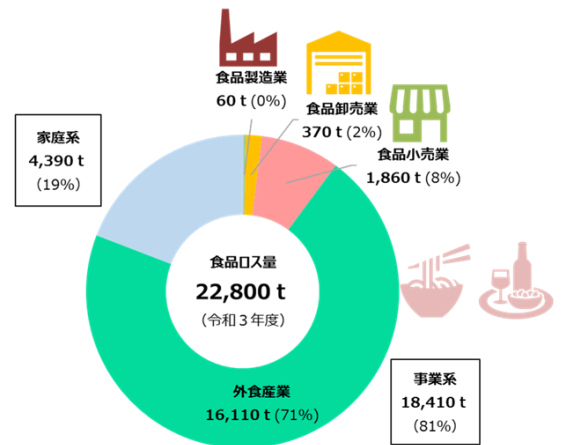
● 計画の位置付け・計画期間（素案－P.28）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置付けます。また令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とします。

● 新宿区における食品ロスの現況（素案－P.31）

区内の家庭と事業所から排出される令和3（2021）年度の食品ロス量は、併せて約22,800tと推計されます。

特徴としては、食品ロス全体に占める事業系の割合が8割以上であり、国や都よりも高くなっています。また、事業系食品ロス18,410tに占める外食産業の割合についても、国や都より高く、16,110tと8割以上を占めています。



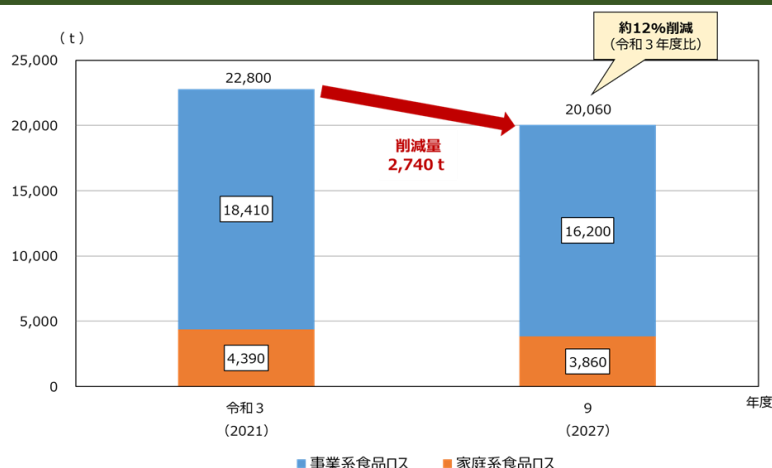
区内の食品ロス量（令和3年度）

● 基本的な考え方（素案－P.36）

「もったいない」の意識のもと、区民・事業者・区が協働して食品ロスを削減し、資源循環型社会を目指す。

● 計画目標（素案－P.36）

令和9（2027）年度までに食品ロス量を2,740t（約12%）削減し、20,060tを目指す。
【令和3年度比】



●各主体の役割（素案－P.37,38）

区民	買物時	○事前に家にある食材のチェック⇒使用期限を考慮し、使い切れる分だけの購入 ○食材に応じた適切な保存、冷蔵庫内の定期的な在庫管理⇒食材の使い切り
	調理時	○食材の計画的な使い切り⇒食べられる部分の無駄の減少 ○食べ切れる量の調理
	外食時	○適量注文による料理の食べ切り ○自己責任での持ち帰り ○食品ロス削減協力店の積極的な利用
事業者		○過剰生産の防止や生産・流通・販売過程等での食品ロス等の削減の推進 ○区民（消費者）に対する、自らの取組の情報提供・啓発の実施 ○区が実施する食品ロス等の削減に関する取組への協力 ○消費・賞味期限の迫った食品の値引き、フードシェアリングの活用等による売り切りの工夫の実施 ○フードバンク等への未利用食品の積極的な提供 ○食品ロスを削減した上でも発生する食品廃棄物の飼料・肥料への利用等再生利用の推進
	区	○食品ロス等の削減に向けた取組の率直的な実践 ○区民、事業者が行う取組への積極的な支援 ○区民、事業者との連携強化、推進体制の整備 ○区内における食品ロスの実態の定期的な把握

●取り組む施策項目（素案－P.39～41）

(1) 区民・事業者との協働による食品ロス削減の推進（素案－P.40）	
① フードドライブの拡充	・フードドライブ常設窓口の拡大 ・事業所の防災備蓄食品の有効利用
② 食品関連事業者等の取組への支援	・食品ロス削減協力店登録制度の拡充 ・フードシェアリングサービス等の利用促進 ・食品リサイクルの促進
③ 関係団体との連携強化	
(2) 食品ロス削減に関する普及啓発（素案－P.41）	
① 様々な情報媒体による食品ロス削減手法の発信	
② 食品ロス削減キャンペーンの実施	
③ 食品ロス削減に関する教育	
(3) 区としての率先行動（素案－P.41）	
① 食品ロス削減に向けた庁内啓発	
② 食品ロス削減に関する実態調査の実施	
③ 食品廃棄物の有効利用	
④ 防災備蓄食品の有効利用	